

令和5年4月20日招集

令和5年 第2回(4月)

佐渡市議会臨時会議案

佐 渡 市

目次

議案第48号	専決処分の承認を求めることについて（佐渡市 税条例の一部を改正する条例の制定について）	1
議案第49号	専決処分の承認を求めることについて（佐渡市 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について）	7
議案第50号	専決処分の承認を求めることについて（令和5 年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）につい て）	10
議案第51号	令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第2号） について	12
議案第52号	佐渡市教育委員会教育長の任命について	議場配布
議案第53号	佐渡市教育委員会委員の任命について	議場配布

議案第48号

専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月20日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第5号

専決処分書

佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市税条例の一部を改正する条例

佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第46条中「規則で定める納入書によって」を「法施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式若しくは法施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第

16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第26項を削り、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令

和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 30 条第 8 項」を「附則第 30 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 25 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の佐渡市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の佐渡市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の佐渡市税条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第49号

専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月20日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第6号

専決処分書

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第14条第9項中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第25条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第6項中「第24条第1項」を「第24条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第7項、第8項、第10項から第13項まで、第16項及び第17項中「第24条第1項の」を「第24条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第50号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月20日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第7号

専決処分書

令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月1日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第51号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について
(予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

議案第50号

《令和5年度 佐渡市一般会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

- ・新型コロナワクチン接種に要する経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	51,220,000
補正額	159,405
累計予算額	51,379,405

3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	158,859
諸収入	546

4. 補正項目

(単位：千円)

○【新規】ワクチン接種体制確保事業（新型コロナ対策）【健康医療対策課】

補正額：159,405千円

(事業内容)

特例臨時接種の実施期間が延長されたことに伴い、新型コロナウイルスワクチンの個別接種及び集団接種に要する経費を計上する。

議案第51号

《令和5年度 佐渡市一般会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・国の「物価高克服に向けた追加策」に伴う事業の経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	51,379,405
補正額	476,046
累計予算額	51,855,451

3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	476,046
(うち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	415,271千円)

4. 主な補正項目

(単位：千円)

○ 国の「物価高克服に向けた追加策」に伴う事業

(事業内容)

①【新規】電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業（原油価格・物価高騰対策）

【社会福祉課】補正額：249,313千円

特に家計への負担が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に1世帯あたり3万円の給付金を給付する経費を計上。

②【新規】暮らし応援事業（原油価格・物価高騰対策）

【高齢福祉課】補正額：132,736千円

市内すべての世帯への光熱費の一部支援として、1世帯あたり5千円分の応援券を配布する経費を計上。

③【新規】子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（原油価格・物価高騰対策）

【子ども若者課】補正額：60,775千円

物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に児童1人あたり5万円の給付金を給付する経費を計上。

④【新規】子育て・暮らし応援事業（原油価格・物価高騰対策）【子ども若者課】

補正額：33,222千円

市内すべての子育て世帯に児童1人あたり5千円分の子育て応援券を配布する経費を計上。